居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算の取扱いについて

制度の仕組み

平成１８年４月からの法改正により導入された制度で、指定居宅介護支援事業所が前６月間に作成したケアプランにおいて、各居宅サービスについて正当な理由なく特定の事業者の割合が８０％を超えた場合、当該事業所が担当している全ての利用者の居宅介護支援費から、１人につき月２００単位を減算するというもの。

■判 定 期 間：【前期】３月～８月　　**【後期】９月～２月**

■減算適応期間：【前期適用期間】１０月～３月　**【後期適用期間】４月～９月**

１　具体的な計算式

当該居宅サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数

÷　当該居宅サービスを位置付けた居宅サービス計画数

※紹介率最高法人…訪問介護サービス等それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人

２　算定手続き

算定の結果、紹介率最高法人の「割合」が８０％を超えた場合については、後期は令和８年３月１３日（金）までに、以下の①～⑤を記載した書類（様式１、様式２）を高松市長に提出しなければならない（様式１・２の内容を網羅していれば、別の様式を利用して差し支えない）。

なお、８０％を超えなかった場合についても、各事業所で当該書類を作成し、５年間保存しなければならない。

①判定期間における居宅サービス計画数

②各居宅サービスのそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数

③各居宅サービスのそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数、並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名

④算定方法で計算した割合

⑤算定方法で計算した割合が８０％を超えた場合であって、正当な理由がある場合においては、その正当な理由

３　「正当な理由」について

①居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に５事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合

②特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合

③判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画件数（当該指定居宅介護支援事業所において給付管理を行った件数）が２０件以下であるなど事業所が小規模

である場合

④判定期間の１月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が１月当たり平均１０件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合

⑤サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合